

災害危険区域の制度の活用

災害危険区域の指定事例について

地方公共団体が、出水等に関する災害危険区域の指定の検討にあたり活用してもらうことを目的に、事務連絡「出水等に関する災害危険区域の指定事例等について」(R2.9.4)を发出。

①出水等に関する災害危険区域の指定事例

➢ 地方公共団体において災害危険区域指定をし建築制限をかけている取組例を紹介

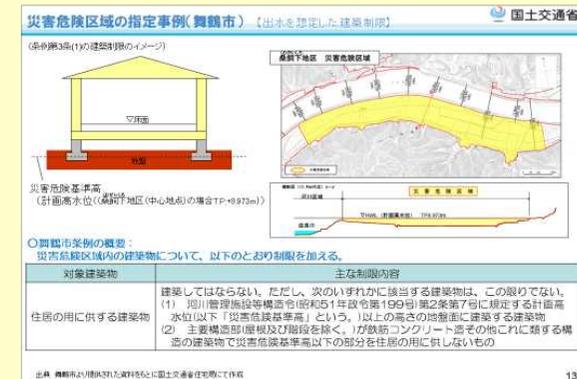
②災害危険区域で活用が想定される支援制度

➢ がけ地近接等危険住宅移転事業など当該区域で活用が想定される支援制度を紹介

③災害危険区域の指定を円滑に推進するための取組事例

➢ 当該区域指定が円滑に推進するよう、区域の「愛称」を工夫した事例や指定までの具体的な段取りを紹介

<京都府舞鶴市の事例>



災害危険区域制度の活用について

地方公共団体が、災害危険区域の指定の検討にあたり参考としていただくことを目的に、留意点などをまとめた事務連絡「水災害対策への災害危険区域制度の活用について」(R3.6.9)を发出。

①敷地内における建築制限による浸水対策の留意点

災害危険区域について、一律に建築制限を課すことのほか、必要に応じ当該区域内の一定エリア毎に想定される浸水状況等を考慮して建築制限を課すことについても検討すること

②付近に有効な避難施設等がある場合における建築制限の緩和措置の留意点

災害危険区域指定の際、付近に有効な避難施設等があり建築制限を適用除外とする運用も考えられるが、高齢化など将来の住民変化を念頭に、避難困難者に対する移動支援等の環境整備に留意すること

③災害危険区域の呼称

「災害危険区域」といった呼称の印象が、区域指定に必要な住民の合意形成を一層困難なものとしているといった指摘もあるため、呼称の工夫を検討すること

④関係部局との連携

避難体制構築や土地利用の検討などのソフト対策と、住宅・建築物の建築制限による浸水対策のハード対策とを一体的に推進するため、各部局間での連絡強化を図ることに留意すること

⑤国による支援制度の活用

災害危険区域内において、建築制限の基準に適合させるため災害危険区域内建築物防災改修等事業を積極的に活用し、移転等の取組が適切と考えられる場合には、がけ地近接等危険住宅事業等についても積極的に活用すること

⑥災害危険区域の指定の解除

区域指定後、公共事業等により区域内の建築物の安全性が確保された場合は、指定解除することも検討すること

⑦災害危険区域の情報の分かりやすい周知

災害の危険から住民の安全を確保するため、災害危険区域の指定を行った際は、当該区域情報が一覧できる工夫をするなど、住民にわかりやすい周知を図ること

⑧災害時の機能継続のための備え

建築制限により、発災時に安全な空間を確保するだけでなく、想定浸水深以上の高さに設備・機器を設置することや、必要な備蓄を行うこと等の必要性についても周知を図ること